

平成25年(受)第650号 株主総会決議取消請求事件  
平成27年2月19日 第一小法廷判決

文責：羽間弘善

最高裁は、平成27年2月19日、共有に属する株式について、会社法106条本文の規定に基づく指定及び通知を欠いたまま、当該株式についての権利が行使され、それに対し株式会社と同条ただし書の同意をした場合において、当該権利行使が民法の共有に関する規定に従ったものでないときは、当該権利行使は違法となる旨判示した。

本事案は、特例有限会社である上告人の株主（発行済株式3000株のうち2000株を保有）が死亡し、被上告人とAが各2分の1の割合で株式を共同相続したところ、遺産分割未了の状態において、会社法106条本文の権利行使者の指定及び通知もないまま、Aが上告人の臨時株主総会において、上記2000株について議決権を行使し、上告人もこれに同意したところ、被上告人が、上告人がAに上記2000株の議決権行使を認めたこと等は決議の方法について法令違反の瑕疵があると主張し、会社法831条1項1号に基づき、決議の取消しを求めた、という事案である。

本件の争点は、会社法106条本文に基づく指定及び通知を欠いた状態でなされた議権行使が、同条ただし書の会社の同意によって適法となるかという点である。

最高裁は、次のように判示して上告を棄却し、議決権行使は不適法であり、決議の方法に法令違反があるとして、決議を取り消した原判決を是認した。

[判決要旨]

共有に属する株式について会社法106条本文の規定に基づく指定及び通知を欠いたまま当該株式についての権利が行使された場合において、当該権利の行使が民法の共有に関する規定に従ったものでないときは、株式会社が同条ただし書の同意をしても、当該権利の行使は、適法となるものではないと解するのが相当である。

そして、共有に属する株式についての議決権の行使は、当該議決権の行使をもって直ちに株式を処分し、又は株式の内容を変更することになるなど特段の事情のない限り、株式の管理に関する行為として、民法252条本文により、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決せられるものと解するのが相当である。

上記のとおり、本判決は、株式会社が会社法106条本文ただし書の同意をした場合においても、共有に属する株式の議決権の行使においては、特段の事情のない限り、民法の共有に関する規定に従うことを要する旨判示している。

その理論的根拠として、本判決は、会社法106条本文は、共有に属する株式の権利の行使の方法について、民法の共有に関する規定に対する「特別の定め」（民法264条ただし書）が設けられたものと解し、会社法106条ただし書は、共有に属する株式の権利の行使の方法に関する特別の定めである同条本文の規定の適用が排除されることを定めたも

のであるため、株式会社が同条ただし書の同意をしても、当該権利の行使が民法の共有に関する規定に従うことが、なお必要であるというものである。

同条ただし書の同意の趣旨については、見解が分かれており、会社が同意すれば共有者間での議決権行使に関する協議の有無に関わりなく適法となる旨規定しているという考え方もあるものの、かかる考えは、原判決において、会社が、決議事項に関して自らにとって好都合の意見を有する準共有者に議決権の行使を認めることを可能とする結果となり相当でないと指摘されているように、妥当な考え方とは言い難い。

また、同条ただし書については、株式の共有者全員の同意がない限り、会社の同意があるとしても、議決権の行使は違法であるという考え方も存在する。旧商法下の最高裁判例（最判平成11年12月14日判時1699号156頁）も同様の考え方をとっており、かかる考え方は、紛争事例の大半が、中小企業の支配株式の共同相続のケースであり、共有株式の議決権の行使により、当該中小企業の実質的な承継者が決定されることにもなりかねないという懸念から、共有株式の議決権の行使を、管理行為ではなく、処分行為であるとして、共有者全員の同意を要求するものと考えられる。

共有者全員の同意を要求する考え方をする実質的理由については、十分配慮すべき点と思われるが、本判決においては、配慮がなされているものと思われる。すなわち、本判決では、「特段の事情がない限り」株式の管理に関する行為として、民法252条本文により、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決せられると判示し、当てはめにおいて、決議内容を認定した上で、本件では特段の事情は認められないとする。しかし、共有株式の議決権の行使により、当該中小企業の実質的な承継者が決定されることになるような場合には「特段の事情」が認められ、共有者全員の同意が必要とされる余地があるものと思われる。

以上より、本判決は、共有者全員の同意を要求する考え方にも配慮した上で、会社法106条ただし書について妥当な解釈を示したものと評価でき、実務上も会社法106条ただし書の趣旨について、一定の解釈を示すものとして参考となるものと思われる。